

I 人権とは

自分には関係ない…？



みなさんは、「人権」という言葉に、どのようなイメージを持っていますか？

「誰もが生まれながらにして持っているもの」、「とても大切なもの」…なんだけど何となくあいまいで、しかも、憲法や法律なども関係してくるから「わかりにくいもの」、「難しいもの」と感じる人もいるかもしれません。さらに、「人権問題」＝「差別問題」と捉えている人も少なくはないでしょう。そして、その結果として「(自分は差別をしていない(されてない)から)自分には関係がない」と考えてしまっている人がいるかもしれません。

しかし、「人権」は「わかりにくいもの」でも「難しいもの」でもありません。まして、「自分には関係がないもの」では決してありません。そのことを一緒に確認してみましょう。

一緒に考えてみよう

「人権」とは、読んで字のごとく「人間の権利」のことです。

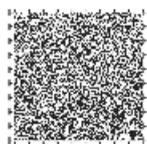
今、みなさんは、どんな権利を持っていますか？下の空欄に、思いつくだけ書いてみて下さい。

どのような権利を、いくつくらい書けましたか？このように書き出すことで、「人権」を抽象的なものでなく具体的なものとして捉え直すことができたのではないのでしょうか。

そもそも、「人権」とは英語の「human rights」を和訳したものです。ここで注目してもらいたいののは、「権利」を意味する「right」が複数形になっているという点です。このことから、「人権」とは「人間が持っているいくつもの権利の総称」であることがわかります。

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利で、みなさんに考えてもらったように、一つ一つ具体的な権利なのです。

どうでしょうか？「人権」って「わかりにくいもの」でも「難しいもの」でもなければ、決して「自分とは関係のないもの」でもないと感じていただけましたか？



ちなみに、日本国憲法で保障されている権利には、法の下での平等、自由権（思想・良心の自由や表現の自由、学問の自由など〔精神の自由〕、職業選択の自由や居住・移転の自由など〔経済活動の自由〕、奴隷的拘束からの自由など〔身体の自由〕）、受益権（裁判を受ける権利など）、参政権（選挙権、被選挙権など）、社会権（生存権、教育を受ける権利、労働者の権利）があります。

人権が守られるには…



人権とは

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の反省に立って、地球上に生きる全ての人に対する基本的人権の尊重こそが世界平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が、昭和23年（1948年）に採択されてから、既に70年以上が経過しています。その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳われ、次のように規定されています。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」（第1条）

「すべて人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地¹、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」（第2条）

「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」（第3条）

人権は世界における自由、正義、平和の基礎であり、全ての人々が人権と基本的自由を享受するうえで平等であるという普遍的な人権についての原則が、ここに明示されています。これは、人権の尊重と擁護が、国を越えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘したものであると言えます。

また、前のページで述べたように、日本国憲法においては、人種、信条、性別、社会的身分、門地¹などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、居住・移転の自由、職業選択の自由、身体の自由、生存権、教育を受ける権利、労働者の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。

人権尊重のまちづくりに向けて

熊本県では、「熊本県人権教育・啓発基本計画」において、県民一人一人が自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育むため、人権教育・啓発の取組みを進めていくこととしています。そのことによって、全ての人々の人権と基本的自由が尊重されること、すなわち、全ての人々が独立した人格と尊厳を持った一人の人間として尊重され、自己実現できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることのできるようなコミュニティを創造することを目指しています。

人権について学ぶことは、そうした「人権尊重のまちづくり」の第一歩となります。自分たちの住むまちを「自己実現と幸福追求が満たされる人権尊重のまち」へと築き上げていけるかどうかは、一人一人の意識と具体的な行動にかかっているのです。

そのため、継続的に人権について学ぶことによって、自らの尊厳に気付くとともに他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を磨き、様々な人権問題についての正しい理解を深めること、さらには、問題解決に向け行動できる積極的な態度を身につけていくことがとても大切です。



¹ 門地：家柄、家の格

人権尊重の社会づくりに向けた経緯



全ての人にとって大切な人権が尊重される社会をつくるために、様々な取組みがなされてきました。

昭和21（1946）年 日本国憲法

- 基本的人権を明文化、様々な権利の保障がうたわれた。
法の下での平等、自由権（精神の自由、経済活動の自由、身体の自由）、受益権、参政権、社会権（生存権、教育を受ける権利、労働者の権利）など。

昭和23（1948）年 世界人権宣言

- 国連総会において「世界人権宣言」を採択。（決議された12月10日は「人権デー」）
- 人権の尊重と擁護が世界共通の課題であると位置づけられた。

昭和40（1965）年 同和対策審議会答申

この答申は同和対策の基礎となり、歴史的意義は大きい。

- 同和問題を「もっとも深刻にして重大な社会問題である」と指摘。
- 同和問題の早急な解決は「国の責務」であり、「国民的課題」としている。

昭和44（1969）年～平成14（2002）年3月まで

昭和44（1969）年 同和対策事業特別措置法

昭和57（1982）年 地域改善対策特別措置法

昭和62（1987）年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

- 生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの総合的な施策が推進された。

平成7（1995）年 人権教育のための国連10年（～平成16（2004）年）

- 各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指し、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及などの目標をあげている。
- この目標を推進するために、各国が国内行動計画を定めることを求めている。

平成7（1995）年 熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例〔2020全部改正〕

- 同和地区に住んでいることや住んでいたことを理由として、結婚や就職の際に引き起こされる部落差別事象の発生を防ぐため、県や県民、事業者の役割と責務を明記。
- 結婚や就職の際に、同和地区に住んでいることや住んでいたことについて、県民や事業者が調査を依頼することを禁止。
- 県内事業者が自ら調査したり、調査を引き受けたりすることを規制。

平成8（1996）年 地域改善対策協議会意見具申

- 同和対策を特別対策から一般対策に移行。
- 同和問題を人権問題の重要な柱とし、依然として存在している差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進することを提言。
- 人権侵害救済制度の確立を目指した。

平成9（1997）年 人権教育のための国連10年に関する国内行動計画

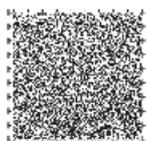
- 人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する。

平成11（1999）年 「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画

- 「人権教育のための国連10年」の決議と、それに伴う国内行動計画を受けて策定。
- これまでの取組みの成果を生かしながら、より一層人権教育・啓発を推進していくと明記。

平成12（2000）年 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

- 国と地方公共団体は、連携して人権教育・啓発を実施する責務を有することを明文化。
- 国民は人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないと規定。
- 国と地方公共団体は、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すると規定。



平成 14 (2002) 年 人権教育・啓発に関する基本計画 (2011 一部改定)

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。
- 国は、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

平成 16 (2004) 年 人権教育のための世界計画

- 「人権教育のための国連 10 年」のフォローアップとして採択。
- 2020~2024 年を第 4 フェーズとして「青少年のための人権教育」を重点とした行動計画が示されている。

平成 16 (2004) 年 熊本県人権教育・啓発基本計画 (2008、2012、2016、2020 改定)

- 様々な人権問題の現状・課題を明らかにし、今後の人権教育・啓発の進むべき方向を明記。

平成 28 (2016) 年 部落差別の解消の推進に関する法律

- 「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示したうえで、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的」とし、相談体制の充実や、教育・啓発及び実態調査について国の責任と地方公共団体の役割を明記。

令和 2 (2020) 年 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例 (平成 7 (1995) 年の条例を全部改正)

- 全ての県民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの、部落差別の解消の推進に向けた基本理念を明記。
- 県の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発など具体的な施策を明記。
- 結婚や就職に際しての身元調査の規制について、対象となる事業者を県外事業者まで拡大。

人権尊重の観点から近年制定、改正された主な法律



- ・ 障害者基本法 (2011 改正)
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013 制定)
- ・ 生活困窮者自立支援法 (2013 制定)
- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (2014 制定)
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (2014 制定)
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (2014 改正)
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (2014 改正)
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律 (2016 制定)
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (2016 制定)
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律 (2016 改正)
- ・ いじめ防止対策推進法 (2016 改正)
- ・ 児童福祉法 (2017 改正)
- ・ 日本語教育の推進に関する法律 (2019 制定)
- ・ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 (2019 制定)
- ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (2019 制定)
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (2019 改正)
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (2019 改正)
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (2019 改正)
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律 (2019 改正)
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (2019 改正)
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (2019 改正)

